

郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社では、約16万3千人の非正規社員が事業に不可欠な社員として働いています。

正社員との労働条件の格差是正を求めた労働契約法20条裁判最高裁判決は、2020年10月15日に、有給の病気休暇、夏期冬期休暇を非正規社員に与えないことは不合理な格差と認定しました。この判決によりアソシエイト社員（無期雇用転換社員）には有給の病気休暇制度が実現しましたが、有期雇用社員には適用されていません。すべての非正規社員が有給の病気休暇を取得できる制度の実現と併せて日数による格差も未だ存在し、最高裁判決を職場に活かすための課題が山積しています。

働き方改革関連法の同一労働同一賃金のガイドラインには、労働者の貢献に応じて支給するものについて、また、一定の相違がある場合はその相違に応じた賞与を支給すべきとあります。正社員との大きな年収格差や待遇格差となっている賞与についても是正を行なうべきです。コロナ禍以降続く物価高騰は暮らしを直撃しています。とりわけ会社が民営化以降春闘の賃上げ要求に応えず、最低賃金の改定でしか時給が上がらない時給制契約社員にとって生活はより厳しさを増しています。最低賃金全国一律1500円以上は切実かつ当然の要求です。

多くの職場では人手不足による労働条件の悪化により、地域・利用者へのサービス低下が懸念されています。今年度が最終年度にあたる中期経営計画「JPビジョン2025」において示されたグループ全体3万5千人の削減計画はすでに到達し非正規社員の働き方に大きな影響を与えました。

日本郵政グループは、金融と通信の公共サービスを維持・提供する企業として、すべてのハラスメントをなくし社員を大切にし、そして何より利用者本位の事業運営こそ求められるあり方です。多くの非正規社員を雇用する企業として、均等待遇と無期雇用へ転換し希望する非正規社員全員の正規社員への転換を行い、将来にわたって希望を持ち働きつけられるよう以下の要請項目の実現を強く求めます。

（要請項目）

1. 無期雇用へ転換し、希望する非正規社員全員を正社員へ採用（登用）すること
2. 正社員への採用（登用）は勤続年数を重視し公正・公平に行うとともに、登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1500円以上にすること
4. 正社員との格差がある賞与（一時金）、諸手当、福利厚生面などを是正すること

20 年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 根岸 一行 殿

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

（取り扱い団体） 郵政リストラを許さず、労働運動の発展をめざす全国共同会議

（問合せ先・送付先）

郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内